

東郷町の皆様へ

東郷町では公共の福祉増進のための施設について
新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から
町内において感染症患者が発生した旨の報告が
県からあった場合には、厚生労働省が示す 14 日間という
健康観察期間を利用中止、つまり閉鎖としています。
皆様方にはご不便をおかけして申し訳ありません。
これらの措置は「町民の皆様の健康を守る」という
強い信念のもとでの措置であります。

一部町民の方より「商業施設は開業するのに公共施設は
なぜ開けないのか」というお問い合わせがある事も事実です。
私たち行政が行う公共活動は、経済活動に従事する
事業者の皆様や住民の皆様の買い物や外食などの
生活活動とは一線を画しています。
まずはこの点をご理解いただきたいと思います。

これまでの皆様方のご協力により、本町では
大都市近郊にもかかわらず感染症陽性となられた方が
少ない、という事実があります。

陽性となられた方には一日も早い完治を
お祈りするところです。

そういった中、新型コロナウイルス感染症の
拡大を予防することだけでは公共の福祉の効果が
あげられない、という弊害が発生するおそれについては
深く危惧しています。

これまで町民の皆様とともに進めてまいりました
ごみ分別をはじめとする環境施策（資源回収ステーション）、
高齢者の皆様の生きがい事業や介護予防施策（いこまい館）、
町民の皆様の文化事業施策（町民会館）、
スポーツを通じた健康づくり施策（体育館・グラウンド等）
がそれらに該当いたします。

しかしながら、専門的な識見も持たず
施設開放を進めることは無責任であると考えています。
そういったことから現在、東郷町では藤田医科大学の
感染症専門医のご協力のもと、公共施設の運用方法について
詳細にご指導を受けながら
「新しいガイドライン」の策定を進めているところです。
近々、新たなガイドラインが発表できる予定です。

町民の皆様には、あらためてご理解ご協力いただき、
安全に、そして健康にお過ごしいただけますよう
最善を尽くしてまいります。

今年の夏も熱中症が危惧される酷暑日が続きます。
エアコンを上手にお使いいただき、何よりお体を大切に
していただきますようお願いいたします。

東郷町長 **井 俣 憲 浩**